

令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会（業界団体との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和3年2月19日（金）から令和3年3月5日（金） 書面開催
出席委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 堀田昌英 東北公益文科大学准教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美 （敬称略・計4名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	(1) 業界団体からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。 (2) 昨今の都の入札契約制度等に係る取組について都から報告を受けた。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「入札契約制度改革本格実施後の状況（2年経過）」について</li> <li>・ 入札契約手続きにおける書類への押印の取扱いについて</li> <li>・ 「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」について</li> </ul>
委員からの意見等の概要	(1) - 1 一般社団法人東京建設業協会からの要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 働き方改革の推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週休2日の実現に向けた工期の適切な設定</li> <li>・ 「受注者希望型週休2日モデル工事」の試行拡大</li> <li>・ 週休2日の実施に伴う必要経費の補正係数の引き上げ</li> </ul> </li> <li>② 入札契約制度の改善                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の守り手を育成する入札契約方式の導入</li> <li>・ 総合評価方式の価格点算定における基準価格の算定式の見直し</li> <li>・ 入札契約段階における工事の安全対策の推進</li> <li>・ 積算基準等の改善</li> <li>・ 設計変更等の対応改善</li> <li>・ 公共工事の代価の前金払における支払限度額及び割合の見直し</li> </ul> </li> <li>③ 生産性向上・建設DXの推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類簡素化に資するモデル工事の導入</li> <li>・ 営繕工事における「工事情報共有システム」の導入</li> <li>・ 都発注工事の施工における行政手続きのデジタル化の推進</li> <li>・ 工事現場における新型コロナウイルス感染症対策の支援</li> <li>・ CCUS（建設キャリアアップシステム）の普及促進</li> </ul> </li> </ul> (1) - 2 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札契約制度改革                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の事前公表案件の拡大について</li> <li>・ 中小企業の発注について</li> <li>・ 入札契約制度について</li> </ul> </li> </ul>

- ・ JV 結成義務化の撤廃について
- ・ JV 結成時の構成員の緩和について

② 働き方改革の推進

- ・ 生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について
- ・ 入札時における積算内訳書の提出について

(1)-3 一般社団法人東京電業協会からの要望

① 厳しさを増しつつある経済環境下における建設業の経営基盤の強化について

- ・ 安定的・持続的な工事発注量の確保について
- ・ 分離発注の継続実施について
- ・ 中小企業育成・支援策としての共同企業体結成時の加点に関わる総合評価方式適用案件について

② 働き方改革の着実な進展に向けた取組について

- ・ 建設業における週休 2 日の実現について
- ・ 関係書類の簡素化・削減について
- ・ 受発注者間の協議・情報共有の迅速化にむけたワンデーレスポンスの規定化について

③ 持続可能な事業環境の整備に向けた適正な工期と平準化の取組について

- ・ 発注・施工時期の平準化について
- ・ 概成工期の取り扱いについて

(1)-4 一般社団法人東京都電設協会からの要望

① 分離・分割発注の堅持について

② 平成 30 年 6 月 25 日より本格実施となった入札契約制度の長期継続について

③ 週休 2 日制の実現について

④ 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について

⑤ LED 照明のリース契約不採用の継続について

⑥ 意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続について

⑦ 入札スケジュールの事前公表について

(1)-5 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望

① 工事発注量の維持継続について

② 分離発注方式維持継続について

③ 入札契約制度について

- ・ 予定価格の「事後公表」について
- ・ 「混合入札方式」について

④ 改正品確法に定める発注者の責務について

- ・ 適切な工期の設定
- ・ 適正な予定価格の算定
- ・ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）

※上記要望に対する都からの回答は、財務局HPに別途掲載

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの主な意見等

① 委員からの意見等

ICTの活用については初期費用の支援もさることながら、導入後も継続してICT施工を実施できる環境整備が必要かと考えます。この観点から、現状に課題があれば伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

導入後も継続してICT施工を実施できる環境整備としては1. ICT活用工事の適用案件の増加、2. ICT施工を熟知した技術者の確保、の2点が必要かと思えます。

1は、ICT活用工事を単発ではなく、できる限り続けて受注できるような環境になれば、ICT建機類の購入（リース）を躊躇し、2は、発注者も含めてICT施工を熟知した人材（技術者）がいないと、ICT施工の活用が可能な現場であっても取組に消極的になってしまう側面があります。

これらのことから、官民連携した人材教育の場を設けるとともに、小規模工事でも活用できるよう、ICT活用工事の対象条件を見直し、できる限り多く発注していただきたいと思えます。

また、中小建設業者もICT施工を活用できるよう、情報プラットフォームやデータベースなど、DXに係るインフラの整備・構築を進めていただければと思えます。

② 委員からの意見等

建設関連業界の健全な維持・発展は、発注者にとっても重要な関心事であろうと考える。担い手確保・育成に向け、業界として最近どのように取り組んでいるのか、具体的な施策を伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

将来の担い手確保・育成に向けては、技能労働者の賃金アップをはじめ、総労働時間の短縮などの処遇改善や、学校や生徒への建設業の魅力PRなど、官民が連携して取り組んでいくことが必要です。そのような中で、建設業界で現在、技能労働者の処遇改善と、事業者の生産性向上に資する建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進に取り組んでおります。CCUSについて行政サービスのデジタ化と連携し、労務管理・安全管理等への利活用や書類削減など、利便性の向上に資するため、業界のインフラとして普及・定着することが重要であると考えておりますが、本システムの普及促進には、発注者である東京都のご理解とご協力が不可欠なことから、提案議題Ⅲ（5）に記載のとおり、入札契約制度等でのインセンティブ付与、現場運用に係る経費の一部負担など必要な措置を講じられるよう、予算を確保していただきたいと思えます。

**【一般社団法人東京都中小建設業協会からの回答】**

担い手確保として、日本工学院専門学校、中央工学校のご協力の下、年に一度会員企業による合同企業説明会を行っています。また、入職後の育成について、年に2回（4月・9月）の新入社員研修を行っています。

令和2年度は助成金事業に参加し、中小建設業界のイメージアップを図る業界PR動画の作成・PRイベントの開催、働き方改革を支援するための個別コンサルティング、女性活躍・若年者の定着支援のための取組み、資格取得支援の取組みなどを行いました。

**【一般社団法人東京電業協会からの回答】**

担い手確保への取組として、学生に業界への理解を深めていただけるよう、理系大学生を対象に現場見学会の実施や、会員企業が合同で業界での仕事内容等を説明するフォーラムを開催するとともに、新たな取組として「企業情報紹介パンフレット」や「企業紹介動画」を作成しWeb上で公開する等、業界PR活動を展開しています。

また、担い手育成への取組として、電気工事士技能競技大会の開催や、CAD講習会、技術講習会等、キャリア（経験年数）や知識に応じた各種講習を開催し、電気工事の基礎知識から現場管理、資格受験に必要な知識の習得に向けたキャリアアップ講習等も実施する等、人材育成に取り組んでいます。

**【一般社団法人東京都電設協会からの回答】**

東京都職業能力開発センターでの講習会の開催や各公共施設に機関誌等の配布を行っています。また、同業他団体の主催する第二種電気工事技能試験の準備のための講習会に協賛、電気工事技能向上のための技能競技大会や各種講習会に協賛・協力等を行っています。

**【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】**

具体的な取り組みとしては、工業高校に対する、「出前講座」「現場見学会」「インターンシップ」の実施。中小会員企業に対する「新入社員教育」、入社3年以内の会員企業社員に対する離職防止のための「フォローアップ教育」、技能者の技術レベルアップにつなげる「技能者レベルランク認定制度」等を行っています。

**③ 委員からの意見等**

このコロナ禍での工事の需給環境や人材の確保について、どのように認識されているのか伺いたい。

**【一般社団法人東京建設業協会からの回答】**

長引く感染症の影響により、都内の自治体では財政悪化の懸念が深まって

おり、来年度予算では用地取得費の削減、公共施設の整備延期が発表されており、民間企業では設備投資計画が半減するなど、都内の建設業を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、会員から売上・受注ともに減少しているとの声が寄せられております。

また、都内の公共・民間工事の発注状況や受注環境の変化を伺うと、「発注の延期・中止が多く、工事発注量が減少している」、「案件毎の競争が激しくなっている」、「落札率が低下し、適正な利益確保が難しくなっている」という声が多数上がっております。

こうしたことが背景にあり、全国的に建設業者の破綻が増え、また大手でも来年度の新卒採用に減少傾向が出てきているなど、業界全体で厳しい経営環境にある中、来年度の景気動向や国内工事量によって、倒産・廃業の増加や採用数の削減など、今後の事業継続・人材確保にも少なからず影響が出てくるものと考えております。

#### 【一般社団法人東京都中小建設業協会からの回答】

一方でコロナ禍における都内の自治体は、財政悪化の懸念もあり、公共工事費は、来年度以降の予算削減が発表されています。また、民間工事も、公共工事と同じく予算が削減されており、都内中小建設業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。更には、工事発注量の減少によって受注確保の競争の激化し落札率が低下することから、適正な利潤確保が難しくなり経営環境も厳しくなると考えています。

#### 【一般社団法人東京電業協会からの回答】

コロナ禍における工事の需給状況ですが、電気設備工事業では平均的に手持ち工事量は一定の水準を確保できているものの、新規受注環境はかなり厳しい状況となっています。

公共工事では、当初計画案件の発注延期等も見受けられますが、当初の予定発注量より微減で推移している程度で落ち着いている感があります。一方民間工事は、設備投資が大幅に減少し計画の中止が多く出ている状況です。

建設業全体の受注環境は、今後さらに厳しい状況になると懸念しています。

人材の確保については、採用予定者数は例年と変わりなく設定し、大手企業では採用者を確保できるとの見通しもありますが、中小企業においては人材の確保が厳しい状況にあります。

#### 【一般社団法人東京都電設協会からの回答】

公共工事については、次年度予算前年比約1割減でコロナ禍において経済の下支えの役割を担ったものと理解しているが、民間工事は未定が多く事業者は不安を感じています。人材の確保は建設業全体の喫緊の課題で、特に、配線作業等を行うのに国家資格が要求される電気工事業界では、政府が打ち

出している外国人労働者の受入拡大政策も効果は限定的です。教育を含めた社会制度の再構築など、極めて長期的な視野に立ってこの問題に取り組む必要があると考えます。

**【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】**

現時点ではさほど影響を受けておりませんが、社会環境の変化により今後は、従前の考え方とはかなり異なっており、民間発注者の投資動向の先行きなど不透明感が現れ、建築工事量の減少は避けられないと考えています。技術者の確保に関しては、企業経営の先行きなどを考慮しながらも現状ではほぼ確保できております。

④ 委員からの意見等

令和元年品確法改正、そして、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、施工時期の平準化を図るための施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用以外に、「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表」も発注者の責務として明記されました（品確法第7条第1項第5号）。

財務局におきましては、他局と連携して、中長期的な発注の見通しの公表に向けた取組みをお願い致します。

**【東京都からの回答】**

中長期的な発注見通しについては、発注規模や発注業種などを公表することにより、事業者にとって技術者等の配置を計画的に行い、受注計画を立てるにあたっての重要な情報になり得る面があると認識しております。

しかし、一方で、数年先の発注見通しについては、関係機関協議や地元調整などにより変更されることも多く、公表することで事業者の混乱を招くことも懸念されます。

国は、中長期的な発注見通しとして、プロジェクト単位の事業概要を公表することとしていますが、技術者等の配置計画を立てるにあたっての有効な情報となり得るかどうかを検証する必要があると考えています。

引き続き、国や他自治体の状況に注視しつつ、業界団体等の意見も踏まえ、公表範囲の検討等を行っていきます。

※委員からの上記以外の意見等は、財務局HPに別途掲載

[その他]

特になし